

学校いじめ防止基本方針

春日井市立鷹来小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」及び「情報交換会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

委員会及び交換会は全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推

進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年2回）し、小さなサインを見逃さないように努める。[『鷹来小【ご家庭からのご相談・ご連絡フォーム】』](#)を活用する。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

いじめにより、児童の心身に重大な被害が生じた疑い、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態（以下「重大事態」という）が発生した際は、以下の通り対応する。

(1) 迅速な対応と報告

重大事態が発生した場合は、校内で速やかに事態を把握し、緊急対応チームを設置する。

ア 被害児童・保護者の安全確保と支援を最優先に行う。

イ 加害者とされる児童・保護者への指導を行う。

ウ 速やかに教育委員会へ報告する。

(2) 事実関係の調査

事実関係の調査は、校長を責任者とする重大事態調査委員会を設置して実施する。

ア 調査委員会は、事案の特性に応じて、弁護士や医師などの専門家を委員として加えるなど、公正かつ客観的な調査体制を構築する。

イ 調査にあたっては、いじめられた児童生徒やその保護者、いじめを疑われる児童生徒、学校の教職員などから、事実関係を多角的に聴取する。

(3) 調査結果の共有と情報提供

ア 調査結果は、いじめられた児童とその保護者に対し、事実に基づき適切に情報を提供する。

イ いじめを疑われる児童とその保護者に対しても、プライバシーに配慮しつつ、必要な範囲で調査結果を説明する。

ウ 調査結果は教育委員会へ報告する。

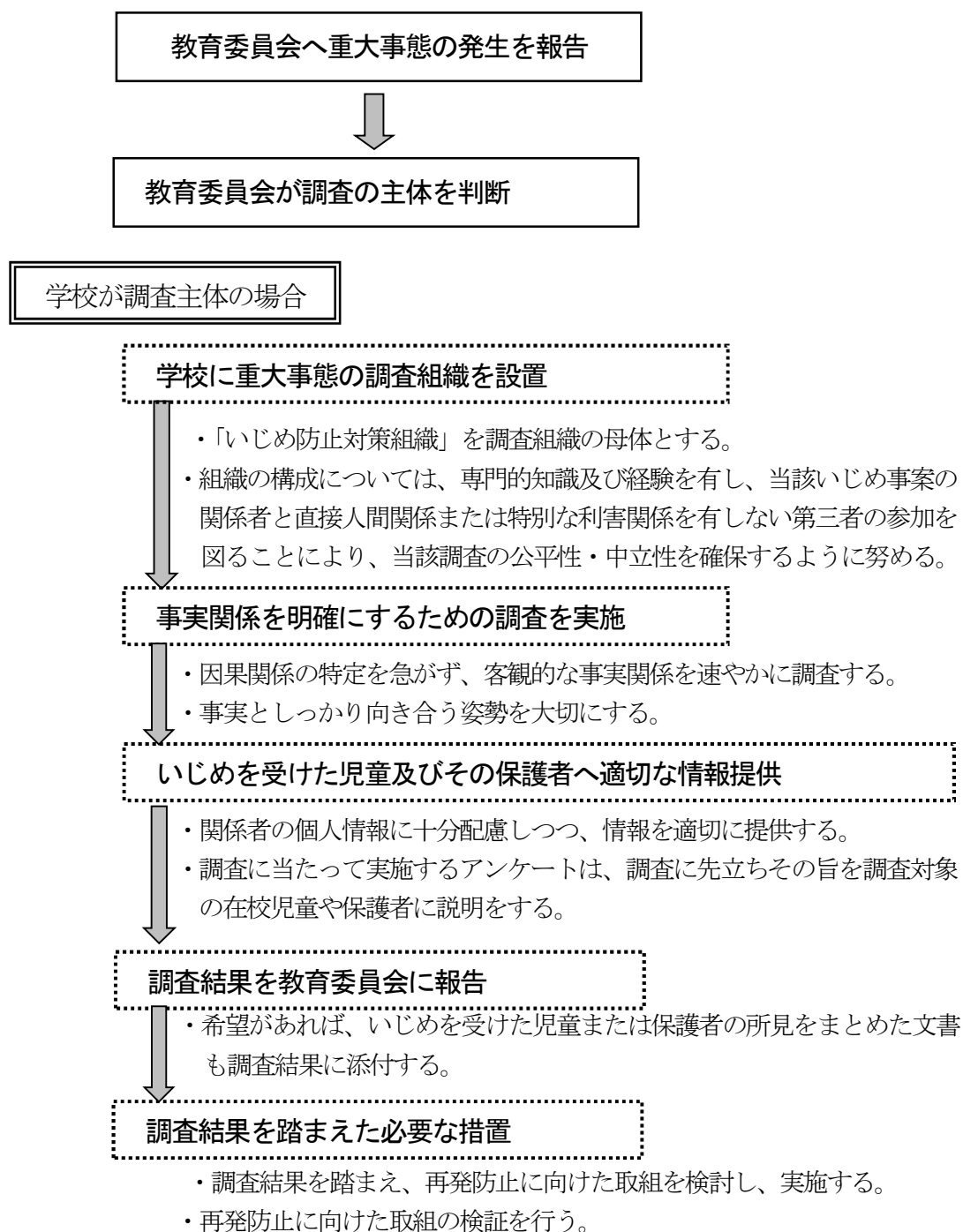
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（2学期）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

《 重大事態の対応フロー図 》



※ 重大事態とは

- ・ いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または生ずるおそれがあると見込まれるとき。
- ・ いじめにより、児童が相当の期間（7日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○心の教室相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定
5月		○「F T」（異年齢集団活動）開始 ○家庭教育相談週間	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○HOME & SCHOOLで配信「学校いじめ防止基本方針」
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）		○学校評議員会
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○個人懇談会 ○資源回収
8月		○中間評価→検証		
9月		○「鷹来っ子まつり」（異年齢集団活動）	○身体測定	
10月			○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○運動会 ○学校評議員会
11月		○赤い羽根募金活動		
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（児童集会）	○個人懇談会 ○資源回収
1月		○福祉実践教室 ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○保護者への学校評価アンケート
2月		○卒業生を送る会		○学校評議員会
3月		○学校評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○見守りありがとうの会	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○心の教室相談員による相談
			○見守り（毎日）・あいさつ運動（主に木曜日）	

☆24時間いじめ電話相談「いじめ ほっとライン24」

0570-078310 または 052-261-9671